

# ロシアにおけるたばこ規制の動向 —公共喫煙禁止法の成立を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 小泉 悠

## 【目次】

はじめに

I たばこ規制の背景

II たばこ規制に関するこれまでの取り組み

III 公共喫煙禁止法の概要と特色

おわりに

翻訳：2013年2月23日連邦法第15号

「環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護する法律」

## はじめに

本稿では、ロシアにおいて実施されている喫煙への法的取り組みの状況について解説する。ロシア政府は保健行政の改善による国民の健康状態の向上を国家的な優先課題として位置づけており、これまでも喫煙やたばこの広告に対する法規制を強化してきた。さらに2013年2月23日には連邦法第15号「環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護する法律」（以下、「公共喫煙禁止法」という。）<sup>(1)</sup>が制定されたことで、同年6月から2017年1月までの期間に、公共の場所における喫煙が段階的に禁止され、最終的には公共の場所での喫煙がほぼ全面的に禁止される見通しである。

以下、このようなプーチン政権の取り組みの背景、これまでの取り組み状況及び公共喫煙禁止法の概要について解説し、同法の翻訳を末尾に付した。

## I たばこ規制の背景

ロシアでは喫煙率が高く、日常的に喫煙している者の割合は男女合計で39.1%（約4400万人）に及ぶ。特に男性の喫煙率は高く、成人女性に占める喫煙者の割合が21.7%であるのに対し、成人男性に占める喫煙者の割合は60.2%である<sup>(2)</sup>。消費量で見ると、ロシアの年間たばこ消費量は約3900億本と中国（2兆2640億本）に次いで世界第2位となっており、国民1人あたりの消費量ではロシアは約2,800本（中国約1,700本）で世界第1位である<sup>(3)</sup>。

しかも、ロシアにおける喫煙率は増加傾向にある。ロシア保健省によると、1980年代までは日常的に喫煙する男性は全体の46～48%程度であったが、1990年代中ごろには50～55%まで増加し、2000年代以降、現在の60%台の水準となった。女性についても、1980年代の喫煙率は5%に過ぎなかったが、1990年代中ごろには12%となり、2000年代に入って20%台まで上昇した。さらに非喫煙者であっても、国民の80%は公共の場所等で受動喫煙をして

(1) Федеральный закон от 23 февраля 2013 г. N 15-ФЗ "Об охране здоровья граждан от воздействия окружающего табачного дыма и последствий потребления табака"

〈<http://www.rg.ru/2013/02/26/zakon-dok.html>〉以下、インターネット情報は2013年10月18日現在である。

(2) 世界保健機関のグローバル成人たばこ消費調査（GATS）プログラムに対してロシア保健省が2009年に提出した資料による。Глобальный опрос взрослого населения о потреблении табака. Российская Федерация, 2009. p.8 〈[http://www.who.int/tobacco/surveillance/ru\\_tfi\\_gatsrussian\\_countryreport.pdf](http://www.who.int/tobacco/surveillance/ru_tfi_gatsrussian_countryreport.pdf)〉

(3) “Госдума увеличит штрафы за курение в неположенных местах,” Российская газета. (「所定の場所以外での喫煙に対する罰金を引き上げる」『ロシア新聞』) 2012.4.4.

いると保健省は見積もっている。<sup>(4)</sup>

また、ソ連崩壊後、ロシアでは国民の平均寿命が低下した。1990年の時点におけるソ連の平均寿命は69歳(男性63歳、女性74歳)であったが、10年後の2000年には平均寿命が63歳(男性59歳、女性72歳)まで低下した<sup>(5)</sup>。喫煙率の増加はこうした平均寿命低下の一因とも考えられており、ロシア保健省は、喫煙者を40～50%減らすことができれば喫煙による死者を年間15～20万人程度減少させられると予測している<sup>(6)</sup>。また、喫煙が原因の疾病の治療費など、経済的損失は毎年1兆5000億ルーブル(約4兆5000億円)にも及ぶと言われ、国民経済全体への負担も大きい<sup>(7)</sup>。

## II たばこ規制に関するこれまでの取り組み

2000年に就任したウラジミール・プーチン(ВладимирПутин)大統領は、国民の保健問題への対処を優先政治課題と位置づけ、その一環としてたばこ規制の強化に取り組み始めた。2001年7月10日には連邦法第87号「喫煙制限法」<sup>(8)</sup>が制定され、職場、近距離列車、閉鎖式のスポーツ施設、医療機関及び教育機関等の公共の場所における喫煙が禁止された。また、たばこの包装にロシア政府が定めた書式でたば

この害についての警告文を記載することが義務付けられたほか、政府が喫煙の害について国民に啓蒙活動を行っていくことが規定された。さらに2004年には同法が改正され、喫煙が禁止される場所の範囲が、教育施設に付属する敷地全体へと拡大された。

2006年3月13日に制定された連邦法第38号「広告法」<sup>(9)</sup>では、第23条においてたばこ、たばこ製品及び喫煙器具の宣伝に制限が設けられた。同法は、たばこ、たばこ製品及び喫煙器具をテレビ番組、ラジオ番組、映画、ビデオ作品、未成年者向けの印刷物及び映像作品、新聞の第一面及び最終面、固定式の広告塔等で宣伝することを禁じている。

2008年、ロシアは世界保健機関(WHO)の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FTCT)」<sup>(10)</sup>に加盟した。同条約は2005年に発効したもので、たばこの需要を減少させるための課税その他の措置、国民がたばこの煙を吸引する機会を減少させるための公共の場所での喫煙禁止、たばこの含有物に関する規制、たばこ製品に関する情報開示、包装への警告文の記載、国民の啓蒙、広告の規制などを規定している。

FTCTへの加盟に対応して2008年12月22日、連邦法第268号「たばこ製品の技術的規制」<sup>(11)</sup>が制定され、たばこの煙に含まれるタール、ニ

(4) Глобальный опрос взрослого населения о потреблении табака. p.12.

(5) "Global Health Observatory Data Repository," *World Health Organization*.  
<<http://apps.who.int/gho/data/node.main.688?lang=en>>

(6) ロシア保健省オレグ・サラガイ(Олег Салагай)報道官の発言による。"Бросить курить россиянам помогут устрашающие изображения на пачках сигарет," *Russia Today*. (「たばこの包装の恐ろしい描写はロシア国民が喫煙をやめる助けとなる」『ロシア・トゥデイ』) 2013.6.12.

(7) "Табачок взрывает," *Коммерсантъ*. (「小指は散り散りに」『コメルサント』) 2013.6.4.

(8) Федеральный закон от 10 июля 2001 г. N 87-ФЗ "Об ограничении курения табака"  
<<http://www.rg.ru/2008/12/03/Federalnyjzakonot10iulya2001.html>>

(9) Федеральный закон от 13.03.2006 N 38-ФЗ "О рекламе"  
<<http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=LAW;n=148783>>

(10) WHO Framework Convention on Tobacco Control. *World Health Organisation*, 2005.  
<[http://www.who.int/tobacco/fctc/text/en/fctc\\_en.pdf](http://www.who.int/tobacco/fctc/text/en/fctc_en.pdf)>

(11) Федеральный закон Российской Федерации от 22 декабря 2008 г. N 268-ФЗ "Технический регламент на табачную продукцию" <<http://www.rg.ru/2008/12/26/tabak-dok.html>>

コチン及び一酸化炭素の量に統一的な規制が導入された<sup>12)</sup>。また、たばこ製品の製造業者及び輸入業者がたばこに含まれる成分の含有量を毎年保健省に対して申告することや、国民に対してたばこ製品についての情報を開示することも規定された。

### Ⅲ 公共喫煙禁止法の概要と特色

公共喫煙禁止法は、たばこに関するロシアの法的枠組みを FTCT に完全に適合させることを目的として制定された。同法の特色として次の点が指摘できよう。

第 1 に、喫煙が制限される場所が前述の連邦法「喫煙制限法」と比べて大幅に拡大された(第 12 条)。公共喫煙禁止法では、従来から喫煙が禁止されていた職場、教育機関、医療機関、公的機関、近距離交通手段等に加え、レストランなどの飲食施設、宿泊施設及び居住施設、長距離列車及び長距離船舶、全てのスポーツ施設及び海水浴場での喫煙も禁止された。また、鉄道駅、停車場、空港、海港、河川港及び地下鉄駅については、その構内での喫煙だけでなく、入口から 15m 以内の距離での喫煙が新たに禁止された。ただし、レストランやホテルについては周囲から隔離された喫煙場所を設けることは認められている。また、この規定では一般の路上喫煙は禁止されておらず、したがっていわゆる歩きたばこは認められている。

第 2 に、たばこの販売に関する制限が厳格化された。まず、たばこの需要を削減するためにたばこの最高小売価格を税法典で定め、最低小売価格はその 75% を下回ってはならないとする価格の国家統制が導入された(第 13 条)。ま

た、たばこの販売は販売室を設置した店舗(магазин) または簡易店舗(павильон)のみで許可され、販売室のない路上等の売店(киоск)では販売することができなくなった(第 19 条)。ロシアには 17 万 5000 店の売店が存在し、たばこの売上の 4 割(約 78 億ドル)はこれらの売店によるものとされていることから<sup>13)</sup>、たばこの消費を削減する効果が期待される。ただし、遠隔地などで付近に店舗や簡易店舗が存在しない場合に限り、売店での販売も認められる。また、第 12 条の規定する公共の場所及びこれに準ずる場所では、たばこの販売が全面的に禁止された。

第 3 に、たばこの広告に対する規制が厳格化された(第 16 条)。従来の 2006 年の連邦法「広告について」第 23 条における規制に加え、新規に制作される全ての児童向けの出版物や番組にたばこ製品を登場させること及びたばこの消費の過程を描写することが禁止された。また、公共喫煙禁止法では FTCT 第 1 条(g)に対応して「たばこの後援」という概念が導入された。「たばこの後援」とは、たばこの販売促進などを目的としたイベント等を開催することをいい、たばこを競技の景品としたり無料で配布したりすることが禁止される。

以上の規制は、4 段階にわたって実施される。公共喫煙禁止法自体は 2013 年 6 月 1 日に施行されたが、たばこの価格統制について規定した第 13 条は 2014 年 1 月 1 日から施行される。また、公共の場所での喫煙禁止を規定した第 12 条の第 3、5、6 及び 12 項、たばこの宣伝に対する規制を定めた第 16 条の第 3 項、販売に関する規制を定めた第 19 条の第 1 項から第 5 項及び第 7 項第 3 号については、2014 年 6 月 1 日か

12) フィルターを装着したたばこについてはタール及びニコチンの含有量が 10mg 以下、フィルターを装着しないたばこについては 1mg 以下、一酸化炭素の含有量はいずれの場合も 10mg 以下に規制された。

13) Ilya Khrennikov, "Nyet to Cigarettes and Beer Threatens Russia's Kiosks," *Bloomberg*. 2012.11.1.

<http://www.bloomberg.com/news/2012-11-01/nyet-to-cigarettes-and-beer-threatens-russia-s-kiosks.html>

ら施行される。そのほか、たばこの違法取引阻止に関する第18条の第1項第1号及び第2号並びに第2項は、2017年1月1日に施行される。

また、公共喫煙禁止法の制定に伴い、前述の連邦法「喫煙制限法」は廃止される。

#### おわりに

プーチン政権は国民の健康水準を向上させるための施策としてたばこへの規制に取り組んできた。特に2008年のFTCT加盟と今般の公共喫煙禁止法とにより、ロシアにおけるたばこ規

制は世界水準に達したと言える。また、たばこ規制と同時にロシア政府はアルコールの販売及び飲酒に対する規制の強化を進めており、併せて国民の保健水準と平均寿命の改善を目指している。

ただし、ロシアにおいては行政機関の効率の低さから、国家的な政策が計画通りに実施されないケースが多い。公共喫煙禁止法の枠組みが、今後、ロシアにおいてどのような政策として運用され、どの程度の成果を上げるのかが注目される。

(こいずみ ゆう)

2013年2月23日連邦法第15号  
「環境中のたばこの煙による影響  
及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護する法律」

Федеральный закон от 23 февраля 2013 г. N 15-ФЗ

"Об охране здоровья граждан от воздействия окружающего табачного дыма и последствий потребления табака"

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 小泉 悠記

【目次】

- |   |  |
|---|--|
| 第1条 この連邦法の規制対象  | 第13条 たばこ製品の需要を削減することを目的とする価格及び税制上の措置                               |
| 第2条 この連邦法で用いる用語   | 第14条 たばこ製品の成分の規制、たばこ製品の成分の表示についての規制及びたばこ製品の包装及び商標についての基準           |
| 第3条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守る法制制度                 | 第15条 住民に対するたばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響に関する啓発及び情報提供                     |
| 第4条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための基本原則              | 第16条 たばこの広告及び販売促進活動並びにたばこの後援活動の禁止                                  |
| 第5条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための連邦政府機関の権限         | 第17条 禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的とした医療援助の市民への提供                |
| 第6条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るためのロシア連邦構成主体政府機関の権限  | 第18条 たばこ商品及びたばこ製品の違法な取引の防止   |
| 第7条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための地方自治体の機関の権限       | 第19条 たばこ商品及びたばこ製品の販売に関する制限   |
| 第8条 政府機関、地方自治体機関及びたばこ組織の連携                                    | 第20条 未成年者によるたばこ商品の購入、販売及びたばこの消費並びに児童のたばこの消費の過程への勧誘の禁止              |
| 第9条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守るための市民の権利及び義務            | 第21条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための国家的監督               |
| 第10条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための個人企業家及び法人の権利及び義務 | 第22条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための施策の実施に関する効率性の監視及び評価 |
| 第11条 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減のための施策を実施する機関               | 第23条 この連邦法に違反した場合の責任   |
| 第12条 特定の領域、敷地及び施設における喫煙の禁止                                    | 第24条 廃止するロシア連邦法（個別の条項を含む。）の一覧                                      |
|   | 第25条 この連邦法の施行  |

## 第1条 この連邦法の規制対象

この連邦法は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づき、環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護する目的に関連する事項を規定する。

## 第2条 この連邦法で用いる用語

- 1 この連邦法においては、次の各号に掲げる用語を用いる。
  - 1) 「喫煙」とは、たばこ製品に着火した後に発生する煙を吸引することを目的としてたばこ製品を使用することをいう。
  - 2) 「環境中のたばこの煙」とは、喫煙が現に行われている場所又はかつて行われた場所の大気中におけるたばこの煙をいう。喫煙を行っている者の吸引する煙も含む。
  - 3) 「たばこの消費による影響」とは、たばこの消費及び環境中のたばこの煙による影響によって発生する人の生命及び健康に対する害、居住環境に対する害、医療、人口及び社会経済分野に関連する害をいう。
  - 4) 「たばこの消費」とは、たばこ製品を喫煙すること、噛むこと及び嗅ぐことをいう。
  - 5) 「たばこの後援 (спонсорство)」とは、たばこ製品の販売又は消費を直接又は間接に促進する効果をもたらす目的で行われるあらゆる種類の催事及び施策又は特定の個人に対するあらゆる種類の援助をいう。
  - 6) 「たばこ組織」とは、たばこ製品を製造し、

ユーラシア経済共同体関税同盟<sup>(1)</sup>の境界線又はユーラシア経済共同体関税同盟の加盟国に接するロシア連邦の国境線内においてたばこ製品の取引を行っている全ての組織的形態及び法的な形態の法人、ロシア連邦法の規定に則って当該の法人の指導部から承認を受けた組織、その子会社又は下部組織、当該法人の連合体及び当該法人の設立する組織をいう。この連邦法の趣旨に則り、ユーラシア経済共同体関税同盟の境界線又はユーラシア経済共同体関税同盟の加盟国に接するロシア連邦の国境を越えてたばこ製品の取引を行っている個人企業家は、たばこ組織とみなす。

- 2 この連邦法で用いるその他の定義は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、2008年12月22日連邦法第268号「たばこ製品の技術的規制」、2011年11月21日連邦法第323号「ロシア連邦における市民の健康維持の基礎」及び2009年12月28日連邦法第381号「ロシア連邦における商業活動に対する国家規制の基礎」の定めるところによる。

## 第3条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守る法制度

- 1 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守る法制度は、ロシア連邦憲法を基礎とし、この連邦法その他の連邦法及び関連するその他のロシア連邦の規範的アクト<sup>(2)</sup>並びにロシア連邦構成

(1) ユーラシア経済共同体関税同盟とは、2000年に発足した自由貿易地帯条約「ユーラシア経済共同体」の加盟国（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン）のうち、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3か国が2007年に設立した関税同盟である。この3か国は対外的な関税率を共通化するとともに、税関行政や通関業務全般について加盟国共通の規則を定めた条約である「関税同盟法典」を制定するなどしている。詳しくは以下を参照。小泉悠「ロシア、カザフスタン、ベラルーシの経済統合 ―関税同盟条約を中心に―」『外国の立法』250(2011.12) pp.183-192. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3382146\\_po\\_02500008.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382146_po_02500008.pdf?contentNo=1)> 以下、インターネット情報は2013年10月18日現在である。

主体の法律及び規範的アクトから構成される。

- 2 ロシア連邦が締結した国際条約の規定がこの連邦法の規定と異なる場合は、ロシア連邦が締結した国際条約の規定を採用する。

#### 第4条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための基本原則

環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための基本原則は、次に掲げるとおりである。

- 1) 市民が環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守る権利を保護すること。
- 2) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響に関連した将来の疾病発生率、障害発生率及び寿命の低下を予測すること。
- 3) 政府機関、地方自治体の機関、個人企業家その他の法人は、市民が環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守る権利の保護に責任を有すること。
- 4) 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減を実現するための施策として体系的な取組を行い、持続的かつ徹底的な成果を上げること。
- 5) 市民の健康保護は、たばこ組織の利益に優先すること。
- 6) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るために国際的な協力を行うこと。
- 7) たばこ組織と関係のない政府機関、地方

自治体の機関、個人、個人企業家、法人が連携すること。

- 8) 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減を実現するための施策の有効性について、透明かつ独立の立場から評価が行われること。
- 9) 国民に対してたばこの消費による害及び環境中のたばこの煙の有害な影響について広報すること。
- 10) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守る法制度に違反する行為により市民の生命、健康及び財産に生じた被害に対し、補償を行うこと。財産には、個人企業家及び法人の財産を含む。

#### 第5条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための連邦政府機関の権限

環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための連邦政府機関の権限は次に掲げるとおりである。

- 1) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るために統一的な国家政策を実施すること。
- 2) 人及び市民が環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守る権利を保護すること。
- 3) 市民に対し、禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的とした医療援助を保健に関する連邦法<sup>(3)</sup>に従って連邦政府の医療機関で実施すること。
- 4) 環境中のたばこの煙による影響及びたば

(2) 「規範的アクト (нормативный акт)」とは、「一定範囲の不特定多数の主体に適用され、通常長期にわたって効力を維持することが想定された一般的規範を含むもの」を指す(小森田秋夫「ロシア法」北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会, 2004, p.260.)。

(3) 2011年11月21日連邦法第323号「ロシア連邦市民の保健の基礎」(Федеральный закон Российской Федерации от 21 ноября 2011 г. N 323-ФЗ. Об основах охраны здоровья граждан в Российской Федерации. <<http://www.rg.ru/2011/11/23/zdorovie-dok.html>>)) など、保健行政に関する一連の連邦法を指す。

この消費による影響から市民の健康を守るための施策を策定し及び実施すること並びに当該の施策を市民の保健及び健康増進に関する連邦特定目的プログラム及び国家保健発展プログラムに盛り込むこと。

- 5) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守ることに係る連邦行政機関及びロシア連邦構成主体の行政機関の活動を調整すること。
- 6) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守ることに係る国家的な監督体制を整備して、実施すること。
- 7) 国際条約の締結を含めて、環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守ることに係るロシア連邦の国際協力を実施すること。
- 8) 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減のための施策について、有効性を監視し、評価すること。ロシア連邦におけるたばこの消費量及びたばこの消費量の削減のために計画され又は実施されている施策に係るデータに基づいて、ロシア連邦構成主体の行政機関、地方自治体の行政機関及び国民に対して広報を行うこと。

#### 第6条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るためのロシア連邦構成主体政府機関の権限

環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るためのロシア連邦構成主体政府機関の権限は、次に掲げるとおりである。

- 1) ロシア連邦構成主体の領域内において人及び市民が環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守る権利を保護すること。
- 2) ロシア連邦構成主体の領域内において環

境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための施策を策定及び実施すること。

- 3) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るロシア連邦構成主体政府の機関並びにロシア連邦構成主体の領域内において禁煙及びたばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的として医療援助を提供する政府の保健制度、地方自治体の保健制度及び私的医療を構成する主体の活動を調整すること。
- 4) ロシア連邦構成主体の領域内において、環境中のたばこの煙による影響を予防する活動及びたばこの消費量の削減のための施策の有効性を監視し及び評価する活動に参加すること。ロシア連邦におけるたばこの消費量及びたばこの消費量の削減のために計画され又は実施されている施策に係るデータに基づいて、地方自治体の行政機関及び市民に対して広報を行うこと。
- 5) 保健に係る法制度に従い、ロシア連邦構成主体の領域内に所在するロシア連邦構成主体の医療機関において、禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療のための医療援助を提供すること。
- 6) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための追加的な施策を実施すること。

#### 第7条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための地方自治体の機関の権限

環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための地方自治体の機関の権限は、次に掲げるとおりである。

- 1) 環境中のたばこの煙による影響及びたば



この消費による影響から市民の健康を守るための施策の実施に参加すること。

- 2) 保健に関する法制度に従って適切に委任された権限の範囲内において、禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的とした医療援助を地方自治体の医療施設において市民に提供すること。
- 3) 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減のために実施される施策の有効性の評価及び監視結果に基づき、たばこの消費量及びたばこの消費量の削減のために計画され又は実施されている施策について、住民に対して広報を行うこと。

#### 第8条 政府機関、地方自治体機関及びたばこ組織の連携

- 1 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るために政府機関及び地方自治体の機関が個人企業家及び法人と連携する場合は、当該の連携に関する報告義務を履行して、透明性を確保しなければならない。
- 2 この連邦法が規定する問題に関して政府機関及び地方自治体の機関がたばこ組織と連携する場合には、当該連携に関するたばこ組織の位置づけ (обращение) を書面又は電子ファイルとして公開し、これに対する意見は情報通信ネットワーク「インターネット」上の政府機関及び地方自治体の機関の公式ウェブサイトに掲載しなければならない。

#### 第9条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守るための市民の権利及び義務

- 1 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守るための市民の権利は、次に掲げるとおりである。
  - 1) たばこの煙のない健康的な生活環境並び

に環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守ること。

- 2) 禁煙及びたばこへの依存の治療のための医療援助を受けること。
  - 3) ロシア連邦法の定めるところにより、政府機関、地方自治体の機関、個人企業家、企業及び法人において環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減を実現するための施策に関する情報を得ること。
  - 4) 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減を実現するための施策の実施に関して社会的な監督を行うこと。
  - 5) 政府機関及び地方自治体の機関に対し、環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守るための提案を行うこと。
  - 6) 他の市民、個人企業家及び法人が環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための法律に違反した結果、生命、健康及び財産に生じた損害に対して補償を受けること。
- 2 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守るための市民の義務は、次に掲げるとおりである。
    - 1) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための法律の規定を遵守すること。
    - 2) 子どもがたばこの消費と関係を持たないようにし及びたばこを消費しないよう配慮すること。
    - 3) 他の市民が環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守る権利を侵害する行為を行わないこと。

#### 第10条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための個人企業家及び法人の権利及び義務

1 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るために個人企業家及び法人は、次の各号に掲げる権利を有する。

- 1) ロシア連邦法に基づき、政府機関、地方自治体の機関、環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための国家的管理を実施する権限を有する機関から、環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減を実現するための施策の実施に関する情報提供を受ける権利
- 2) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための施策の策定及び実施に参加する権利
- 3) 当該の個人企業家及び法人が自らの活動のために使用している領域及び敷地内において従業員の喫煙を禁止する権利並びに従業員に喫煙をやめさせるための奨励策を労働に関する法律の範囲内で実施する権利

2 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るために個人企業家及び法人は、次の各号に掲げる義務を負う。

- 1) 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための法律の規定を遵守する義務
- 2) 当該の個人企業家及び法人が自らの活動のために使用している領域及び敷地内において、環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を守るための法律の規定が遵守されるよう監督を行う義務
- 3) 従業員が環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から健康を守

る権利を保護する義務

- 4) 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減を実現するために当該の個人企業家及び法人が実施している施策について市民に情報を提供する義務

#### 第11条 環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減のための施策を実施する機関

環境中のたばこの煙による影響の予防及びたばこの消費量の削減のための施策を実施する機関は、環境中のたばこの煙及びたばこの消費に関連した疾病の発生防止並びにたばこの消費量の削減を目的として次に掲げる施策を実施する。

- 1) 特定の区域、敷地及び施設において喫煙を禁止すること。
- 2) たばこ製品の需要を削減することを目的として価格及び税制上の措置を講じること。
- 3) たばこ製品の成分についての規制を行うこと及びたばこ製品の成分表示について規定すること並びにたばこ製品の包装及び商標について基準を策定すること。
- 4) たばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響について、住民に対して啓発及び情報提供を行うこと。
- 5) たばこの広告及び販売促進活動並びにたばこの後援活動に対して禁止措置をとること。
- 6) 市民に対し、禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的とした医療援助を提供すること。
- 7) たばこ商品 (табачная продукция) 及びたばこ製品 (табачное изделие) の不法取引を防止すること<sup>(4)</sup>。
- 8) たばこ商品及びたばこ製品の取引を制限

(4) 連邦法第 268 号「たばこ製品の技術的規制」第 2 条によると、たばこ製品とは、原料の全部又は一部がたばこでつくられた製品又はこれに準ずる製品のうち、喫煙すること、嗅ぐこと及び噛むことを目的とするものをいう。たばこ商品とは販売用に包装されたたばこ製品をいう。

すること。

- 9) 未成年者によるたばこ商品の購入、販売及びたばこの消費を禁止すること並びに児童をたばこの消費の過程に誘導することを禁止すること。

## 第12条 特定の領域、敷地及び施設における喫煙の禁止

- 1 環境中のたばこの煙が人の健康に及ぼす影響を防止するため、次に掲げる場所での喫煙を禁止する（ただし、この条第2項に規定する場所を除く）。
  - 1) 教育に関連する役務、文化団体及び青年団体が実施する役務並びに体育及びスポーツに関する役務を提供するための領域及び敷地
  - 2) 医療、リハビリテーション、療養及び保養のために利用される領域及び敷地
  - 3) 旅客の輸送役務に供される長距離列車及び長距離船舶の内部
  - 4) 航空機の機内、全ての種類の市内及び都市間の公共交通機関（市内路線及び都市間路線において旅客を輸送するものに限る。）、鉄道駅、停車場、空港、海港、河川港及び地下鉄駅の敷地の入口から15m以内の距離にある場所で周囲の大気から遮断されていないもの、地下鉄駅構内、旅客の輸送役務に利用される鉄道駅、停車場、空港、海港、河川港の敷地
  - 5) 居住、宿泊及び一時的な滞在に関する役務を提供するための敷地
  - 6) 日常生活、販売及び食事の提供に関する役務を提供するための敷地、市場の敷地及び非固定式の販売施設
  - 7) 社会的な役務のための敷地
  - 8) 政府機関及び地方自治体機関が使用している敷地
  - 9) 敷地内に設置された勤務場所及び作業区

画

- 10) エレベーターの内部及び複数の住戸から構成される建物内の共用部分
  - 11) 幼稚園及び保育園並びに海水浴場に隣接する区域
  - 12) 都市間の旅客輸送用鉄道の乗降用のみに使用されるプラットホーム
  - 13) 自動車用給油所
- 2 資産の所有者又はその代理人の決定は、次に掲げる場所における喫煙を許可することができる。
    - 1) 旅客の輸送役務に供される長距離船舶の内部において、特別に周囲の大気から遮断された場所又は周囲から隔離され換気装置が設置された区画
    - 2) 複数の部屋から構成され換気装置が設置された建物内において、特別に周囲の大気から遮断された場所又は周囲から隔離された区画
  - 3 喫煙所及び喫煙区画の設備及びその区域の周囲の大気からの遮断に関する基準は、建設、建築、都市整備及び住宅に関する国家的政策及び法規範的規制の策定を行うロシア連邦政府の行政機関が、保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行うロシア連邦政府の行政機関と協力して定める。また、当該の連邦政府機関は、大気中に占めるたばこ由来の物質の量が、衛生に関するロシア連邦の法律の定める大気中物質の衛生基準に適合するようにしなければならない。
  - 4 取調室その他の強制的な拘束施設に収容中の者又は矯正施設において懲役刑に服している者は、保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関がロシア連邦政府から付託された権限によって定める手続にしたがって環境中のたばこの煙の影響を受けないように保護される。
  - 5 喫煙が禁止されている区域、建物及び施設

を示す目的で標識を設置する場合は、連邦行政機関がロシア連邦政府から委託された権限によって定める基準及び手続にしたがわなければならない。

- 6 ロシア連邦構成主体政府の機関は、前各項の規定にかかわらず、個別の公共の場所及び敷地内において喫煙を制限する権限を有する。

### 第13条 たばこ製品の需要を削減することを目的とする価格及び税制上の措置

- 1 たばこ製品の需要を抑制するため、税に関するロシア連邦の法律に基づいて、たばこ商品の間接税を引き上げる措置及び当該製品の価格水準に影響を与えるその他の国家的措置を実施することができる。
- 2 たばこ商品の価格水準に影響を与える国家的措置として、当該製品に最低小売価格を設定する。小売業者、外食業者及び個人企業家が消費者に対して販売するたばこ製品の1箱又は1カートンあたりの価格は、その最低小売価格を下回ってはならない。
- 3 最低小売価格は、ロシア連邦税法典で定める手続にしたがって設定された最高小売価格の75%とする。
- 4 たばこ商品の最低小売価格の公示に係る手続は、予算及び税に関する国家的政策及び法規範的規制の策定を行う連邦行政機関が決定する。
- 5 たばこ商品は、税に関するロシア連邦法が定める最低小売価格を下回る価格で購入してはならず、又は最高小売価格を上回る価格で購入してはならない。

### 第14条 たばこ製品の成分の規制、たばこ製品の成分の表示についての規制及びたばこ製品の包装及び商標についての基準

たばこ製品の成分の規制、たばこ製品の成分

の表示についての規制及びたばこ製品の包装及び商標に関する基準は、技術的規制に関するロシア連邦の法律に従って実施される。

### 第15条 住民に対するたばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響に関する啓発及び情報提供

- 1 たばこ及びたばこ製品の需要の抑制、たばこの消費に関連する疾病の予防並びに健康に対する責任ある態度及びたばこの消費に対して否定的な態度を形成することを目的として、たばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響に関する啓発及び情報提供を住民に対して実施する。啓発及び情報提供は、次に掲げる事項について行う。
  - 1) たばこの消費をやめることの利点について
  - 2) たばこの消費が医学、人口、社会及び経済に対して与える悪影響について
  - 3) たばこ産業について
- 2 たばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響についての住民に対する啓発は、家庭内、教育機関における養育及び教育過程、医療機関及び職場において実施する。職場においては雇用者が実施を担当する。
- 3 住民に対する啓発の基本方針及び目的は、保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関の定めるたばこ消費対策のための情報コミュニケーション戦略の一環として決定される。
- 4 たばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響についての住民に対する啓発は、主として情報通信網「インターネット」を使用して行い、保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関の定める手続にしたがって設置及び運営される直通電話窓口「ホットライン」が禁煙及びたばこへの依存に対する治療の援助を行う。
- 5 環境中のたばこの煙の影響及びたばこの消

費による影響から市民の健康を守るための法律に対する違反の問題について市民、個人企業家及び法人に対して呼びかけを行うため、ロシア連邦構成主体政府の機関は「ホットライン」の開設及び「インターネット」の利用について検討することができる。

- 6 たばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響についての住民に対する情報提供は、政府機関及び地方自治体の機関が実施する。情報提供の形態にはマスコミュニケーション企業の利用を含む。
- 7 ロシア連邦構成主体政府の機関がたばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の悪影響について各連邦構成主体内の住民に情報提供を行うために作成した資料は、保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関の定める手続にしたがって同連邦行政機関の審査を受ける。

#### 第16条 たばこの広告及び販売促進活動並びにたばこの後援活動の禁止

- 1 たばこ及びたばこ製品の需要を削減するため、次に掲げる行為を禁止する。
  - 1) たばこ、たばこ商品及びたばこの消費の広告及び販売促進活動で、次に掲げるもの。
    - a) 贈答品を含めてたばこ及びたばこ製品を住民に対して無料で配布すること。
    - b) 割引券及び引換券の発行その他のあらゆる手段により、たばこ製品の価格に割引を適用すること。
    - v) たばこ製品を識別する目的で使用される商標をたばこ製品以外の商品に表示すること。たばこ製品を識別する目的で使用される商標を表示したたばこ製品以外の商品を生産、卸売及び小売をすること。
    - g) たばこ製品を使用及び模倣してたばこ製品でない商品を生産すること並びに卸売及び小売をすること。

d) 児童向けに新規に制作される映像作品に、たばこ製品を登場させること及びたばこの消費の過程を描写すること。映像作品には、テレビ映画及びビデオ映画、映画及び演劇の公演、ラジオ番組、テレビ番組、ビデオ作品、ニュース映画番組を含む。たばこ製品及びたばこの消費の過程が描写されている上掲の著作物、公演及び番組を放映すること、電波及び電線を通じて伝達すること及びその他の手段で上演すること。

e) たばこ製品の入手を条件として行事（くじ、競技会及びゲームを含む）を計画及び実施すること。

zh) 直接又は間接にたばこ製品の入手及びたばこの消費に対する意欲を喚起する目的で文化、体育及びスポーツその他の大規模な行事を計画及び実施すること（たばこ製品を景品とする大規模な行事の計画及び実施を含む）。

z) たばこ組織の保有する商標、サービスマーク及び商号を慈善活動において使用すること。

- 2) たばこの後援活動を行うこと。
- 2 成人向けに新規に制作される映像作品に、たばこ製品を登場させること及びたばこの消費の過程を描写することを禁止する。映像作品には、テレビ映画及びビデオ映画、映画及び演劇の公演、ラジオ番組、テレビ番組、ビデオ作品、ニュース映画番組を含む。たばこ製品及びたばこの消費の過程が描写されているこれらの著作物、公演及び番組を放映すること、電波及び電線を通じて伝達すること及びその他の手段で上演することも禁止する。ただし、これらが芸術的な企画の不可分の一部である場合は、この限りではない。
- 3 たばこ製品が登場し及びたばこの消費の過程を記録している映像作品を放映又は上演す

る場合、放映又は上演を実施する者は、当該の番組及び公演の冒頭又は上演前にたばこの消費の害に関する社会的広告を掲載しなければならない。

- 4 マスコミュニケーション企業を利用してたばこの消費の害及び環境中のたばこの煙の害について住民に対する情報提供を行う場合には、たばこ製品を登場させ及びたばこの消費の過程を描写することを妨げない。
- 5 たばこ、たばこ製品及び喫煙器具の広告に係る禁止措置は、広告に係るロシア連邦法に基づいて実施される。

#### 第17条 禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的とした医療援助の市民への提供

- 1 たばこを消費している者が医療機関に対して申し出た場合は、禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的とした医療援助を提供する。
- 2 禁煙を目的とした治療は、市民に対する無料の医療援助を提供するための国家補助金プログラムに基づき、政府の保健制度を構成する医療機関、地方自治体の保健制度を構成する医療機関及び私立医療機関が提供する。禁煙を目的とした治療は、予防、診断、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を含む。
- 3 禁煙、たばこへの依存の治療及びたばこの消費による影響の治療を目的とした医療援助は医療援助に関する基準に基づき及び医療援助に関する手続に従って実施する。
- 4 治療を担当する医師は、医療機関に対して医療援助の提供を申し出た患者に対し、申出の理由にかかわらず、禁煙を勧告し及び提供を受けることが可能な医療援助についての必要な情報を提供しなければならない。

#### 第18条 たばこ商品及びたばこ製品の違法な取引の防止

- 1 たばこ商品及びたばこ製品の違法な取引の防止のために次に掲げる措置を実施する。
  - 1) たばこ製品の生産並びにユーラシア経済共同体関税同盟の境界線又はユーラシア経済共同体関税同盟の加盟国に接するロシア連邦の国境線を越えて行われるたばこ商品及びたばこ製品の卸売及び小売を登録制とすること。
  - 2) たばこ商品及びたばこ製品の製造装置の取引並びにたばこ商品及びたばこ製品の移動及び取引を追跡すること。
  - 3) たばこ商品並びにたばこ製品の複製品のうち、ユーラシア経済共同体関税同盟の境界線又はユーラシア経済共同体関税同盟の加盟国に接するロシア連邦の国境線を越えて違法に販売されたもの及び当該の複製品の製造に使用された装置を押収すること。また、ロシア連邦の法律に基づいて当該の複製品及び製造装置を破棄すること。
- 2 たばこ製品の生産並びにユーラシア経済共同体関税同盟の境界線又はユーラシア経済共同体関税同盟の加盟国に接するロシア連邦の国境線を越えて行われるたばこ商品及びたばこ製品の卸売及び小売の登録、たばこ商品及びたばこ製品の製造装置の取引並びにたばこ商品及びたばこ製品の移動及び取引の追跡は、上掲の税務上の登録制度、間接税の対象であることを特別に示すたばこ製品標識制度及び製造装置の登録制度によって実施する。この条に規定する情報の分析を実施する連邦政府の行政機関及び省庁間での情報交換の手続はロシア連邦政府が定める。
- 3 たばこ商品及びたばこ製品の違法な取引を防止するため、ロシア連邦の技術規制に関する法律の規定する手続により、たばこ製品の各容器及び各カートンに符号を記載する。

## 第19条 たばこ商品及びたばこ製品の販売に関する制限

- 1 たばこ商品の小売は、店舗及び簡易店舗で行う。店舗とは、消費者への販売及び役務の提供のための特別の設備を有し、販売室、器具置き場及び従業員室並びに商品の搬入、保管及び販売のための準備を行う部屋を有する建物又はその一部をいう。簡易店舗とは、販売室が設置された従業員が1人以上の建物をいう。
- 2 居住地域内に店舗及び簡易店舗がない場合には、その他の商業施設においてたばこ商品の販売又はたばこ商品の小売をすることができる。
- 3 この条第1項及び第2項の規定による商業施設以外の商業施設においてたばこ商品の小売を行ってはならない。第2項に規定する場合におけるたばこの配達を除き、見本市及び展示会におけるたばこの販売、たばこの配達及び配付、自動販売機及びその他の手段を使用した遠隔販売は行ってはならない。
- 4 この条第5項の規定する場合を除き、商業施設におけるたばこ商品の展示を禁止する。
- 5 たばこ商品の小売を行う場合には、販売者は、消費者の権利保護に関するロシア連邦の法律に従い、販売されているたばこ商品及びその公定価格の一覧を含むたばこ商品についての情報を販売室内に掲示し、消費者に表示する。情報は、白地に黒色のみで同一の大きさのアルファベットを使用して記載し、いかなる造形的表現及び画像も伴ってはならない。商業施設におけるたばこ商品の展示は、この連邦法第20条に定めるたばこ商品の販売に関する基準を満たし、かつこの項で定める基準を満たした場合に限り実施することができる。

- 6 一箱の容量が20本未満の巻たばこの小売をすること、巻たばこ及び吸い口付き巻たばこを1本単位で小売をすること、包装されていないたばこ製品の小売をすること及びたばこ製品でない商品をたばこ製品と共に包装することを禁止する。
- 7 次に掲げる場所においてはたばこ商品の小売を行ってはならない。
  - 1) 教育に関連する役務、文化団体及び青年団体が実施する役務、体育及びスポーツに関する役務、医療、リハビリテーション、療養及び保養のための役務を提供する区域及び敷地並びに全ての種類の市内及び都市間公共交通機関（市内航路及び都市間航路において旅客を輸送する船舶を含む）、政府機関及び地方自治体の機関が使用している敷地
  - 2) 教育に関する役務に使用される区域の最も近い地点からの直線距離が100m以内の場所。距離の計算には人工及び天然の障害物は考慮しない。
  - 3) 旅客の輸送に利用される鉄道駅、停車場、空港、海港、河川港及び地下鉄駅の区域及び敷地（免税品店を除く）並びに居住、宿泊、一時的な滞在、一時的な生活及び日常生活に関する役務を提供するための敷地
- 8 ナスワイ<sup>(5)</sup>の卸売及び小売を禁止する。

## 第20条 未成年者によるたばこ商品の購入、販売及びたばこの消費並びに児童のたばこの消費の過程への勧誘の禁止

- 1 未成年者によるたばこ商品の購入及び販売並びに児童に対し、たばこ製品又はたばこ商品を買ひ与え若しくは与え、又は何らかの方法でたばこ製品若しくはたばこ商品の消費を提案し又は要求することにより、児童をたば

(5) ナスワイ（ナスワー）はロシア、中央アジア、アフガニスタン等で流通している噛みたばこで、大麻成分を含む。

こ消費の過程に誘導することを禁止する。

- 2 たばこ商品を直接販売する者（販売者）は、たばこ商品を入手する者（購入者）が成年に達しているかどうか疑いを持った場合には、購入者の身分証明書（外国人又はロシア連邦国籍を有しない者の身分証明書を含む）及び購入者の年齢を確認できる書類の提示を求めなければならない。当該書類の一覧は、ロシア連邦政府から権限を与えられた連邦政府行政機関が定める。
- 3 購入者が成年に達しているかどうかについて疑いがある場合において、身分証明書及び購入者の年齢を確認できる書類が提示されなかったときは、販売者は、たばこ商品の販売を拒否しなければならない。
- 4 未成年者による喫煙は許可しない。

#### 第21条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための国家的監督

環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための国家的監督は、2008年12月26日連邦法第294号「国家的監督（監視）及び地方自治体による監督を実施する際の法人及び個人企業家の権利の保護について」に基づき、住民の衛生及び伝染病予防に関する監督及び監視並びに消費者の権利及び消費者市場の保護、保健の分野における監督及び監視、密輸対策に関する特別な機能及び広告に関するロシア連邦法の遵守に関する監督及び監視を担当するロシア連邦の行政機関が実施する。

#### 第22条 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための施策の実施に関する効率性の監視及び評価

- 1 環境中のたばこの煙による影響及びたばこ

の消費による影響から市民の健康を保護するための施策の実施に関する効率性は、次に掲げる手段により監視及び評価をするものとする。

- 1) たばこの消費並びにたばこの販売及び購入を促進する活動の原因と結果に関する科学研究を実施すること。
  - 2) たばこの消費量に関して、衛生学及び伝染病学的観点から研究を実施すること。
  - 3) たばこ消費量の削減対策を策定し及び実施するため、市民の健康度の指標とたばこ消費量の削減の推移目標を設定すること。
- 2 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための施策の実施に関する効率性の監視及び評価は、保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関、住民の衛生及び伝染病予防に関する監督及び監視を行う連邦行政機関、消費者の権利及び消費者市場の保護を行う連邦行政機関並びに公式の統計に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関がロシア連邦政府から委任された権限により実施する。
  - 3 ロシア連邦構成主体は、環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための施策及びたばこ消費量の削減のための施策の実施に関する効率性の監視及び評価に参加する。その根拠は、ロシア連邦構成主体の法律並びに当該施策に関する効率性の監視及び評価について保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関と連邦構成主体とが締結する合意とする。
  - 4 環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための施策及びたばこ消費量の削減のための施策の実施に関する効率性の監視及び評価の



結果に基づき、保健に関する国家的政策及び法規範的規制の策定及び実施を行う連邦行政機関は、次に掲げる施策を実施する。

- 1) たばこ消費への対策を策定して、これを市民の保健及び健康増進のための連邦特定目的プログラム及び国家保健発展プログラムに反映させること。
- 2) ロシア連邦構成主体の行政機関、地方自治体の機関及び住民に対し、ロシア連邦の域内におけるたばこ消費の規模、その影響及びたばこ消費量の削減のために計画される施策について情報提供を行うこと。
- 3) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」のロシア連邦の実施状況に関する報告書を作成し及び提出すること。

#### 第23条 この連邦法に違反した場合の責任

環境中のたばこの煙による影響及びたばこの消費による影響から市民の健康を保護するための法律に違反した者は、ロシア連邦法の規定により、懲戒責任<sup>(6)</sup>、民事責任及び行政責任を負う。

#### 第24条 廃止するロシア連邦法（個別の条項を含む。）の一覧

次に掲げる法律は廃止する。

- 1) 2001年7月10日連邦法第87号「喫煙制限法」（ロシア連邦法令集第29巻、2001年、2942頁）
- 2) 2002年12月31日連邦法第189号「連邦法『喫煙制限法』第10条中の字句の追加について」（ロシア連邦法令集第1巻、2003年、4頁）
- 3) 2003年1月10日連邦法第15号「ロシ

ア連邦法『個別の活動に対する許可制の導入』の採択に関連するロシア連邦法中の規定の改正及び追加」第50条（ロシア連邦法令集第2巻、2003年、167頁）

- 4) 2004年12月1日連邦法第148号「ロシア連邦法『喫煙制限法』第3条及び第6条の改正」（ロシア連邦法令集第49巻、2004年、4847頁）
- 5) 2006年7月26日連邦法第134号「ロシア連邦税法典第22編第2章及びその他の個別のロシア連邦法の改正」第2条（ロシア連邦法令集第31巻、2006年、3433頁）

#### 第25条 この連邦法の施行

- 1) この連邦法は、2013年6月1日から施行する。ただし、この条で別に施行期日を定める規定については、この限りではない。
- 2) この連邦法第13条の規定は、2014年1月1日から施行する。
- 3) この連邦法第12条第3項、第5項、第6項及び第12項、第16条第3項、第19条第1項から第5項まで及び第7項第3号の規定は、2014年6月1日から施行する。
- 4) この連邦法第18条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定は、2017年1月1日から施行する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2013年2月23日

N15-FZ

(こいずみ ゆう)

(6) 従業員が犯した規則違反に対し、行政機関による処分が行われる前の段階で所属組織が独自に行う懲戒処分をいう。ロシア連邦労働法典第135条に規定されている。